

令和7年4月から入院時の食事代が変わります

厚生労働省告示の改正にともない、**令和7年4月1日**から入院時の食事代（入院時食事療養費、入院時生活療養費）が以下のとおり引き上げられます。

入院時食事療養の標準負担額(患者さんの負担額)			
所得区分		2025年3月まで	2025年4月から
69歳までの患者さん	70歳以上の患者さん		
区分ア	現役並Ⅲ	1食 490円	1食 510円
区分イ	現役並Ⅱ		
区分ウ	現役並Ⅰ		
区分エ	一般		
区分オ	低所得Ⅱ	1食 210円	1食 240円
区分オ 長期該当	低所得Ⅱ 長期該当	1食 180円	1食 190円
	低所得Ⅰ	1食 110円	1食 110円

今般の光熱費や食材費等の高騰の影響により、厚生労働省より令和7年4月1日から入院時食事療養費の費用（入院中の食事代）に関する改正がありました。

これに伴い、当院においても令和7年4月1日より負担金が変わりますのでお知らせいたします。

患者様ならびにご家族様には負担額変更に伴いご迷惑をお掛け致しますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。（※全医療機関共通の負担額変更となります）

2025年4月1日
菊名記念病院